

日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、多世代家族による介護や子育て等共助の推進及び人口減少の抑制を図るとともに、移住及び定住による地域の活性化を促進するため、親世帯（第3条第1項第1号に規定する親世帯をいう。）との同居又は近居（同号に規定する近居をいう。）をするため住宅を取得する者に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内建築業者 市内に事務所を有する住宅建設関連業者等で、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた法人又は個人で、日高市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている業者をいう。
- (2) 土地区画整理事業地区 高麗川駅西口地区、武蔵高萩駅北地区、明婦地区、寺脇地区の各土地区画整理事業地区をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の住宅を取得しようとする世帯の世帯主又は配偶者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 対象世帯（補助対象者の属する世帯をいう。）及び親世帯（対象世帯の世帯主又はその配偶者の親の世帯をいう。以下同じ。）が、補助金の交付後、継続して5年以上同居又は近居（対象世帯と親世帯が市内において別々の住宅に居住することをいう。以下同じ。）をすることが見込めること。
- (2) 対象世帯が次のいずれかに該当すること。
 - ア 世帯主又はその配偶者がそのいずれかの子と同居していること。
 - イ 世帯主又はその配偶者が出産予定であり、出生後に同居を予定していること。
- (3) 対象世帯の全員が本市への転入前に継続して1年以上市外に居住しており、当該住所地から取得しようとする市内の住宅に直接転入すること。

- (4) 親世帯が本市に継続して5年以上居住し、かつ、その旨が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録上で確認ができること。
- (5) 対象世帯及び親世帯の世帯員全員に、市税の滞納がないこと。
- (6) 対象世帯及び親世帯の世帯員に、日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (7) 当該住宅取得に係る契約締結者であること。

2 当該住宅が共有名義のときは、共有者のいずれか1人を補助対象者とする。

（補助事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす市内の新築住宅又は中古住宅の取得とする。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするものは除く。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令の基準に適合した住宅であること。
- (2) 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、かつ、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）であること。
- (3) 工事請負契約又は売買契約の契約締結日が平成28年9月1日以降であり、補助対象者が市内で初めて取得する住宅であること。
- (4) 当該住宅の取得に係る所有権保存登記又は所有権移転登記が平成28年9月1日以降に補助対象者の名義で行われた住宅であること。
- (5) 過去にこの要綱による補助を受けたことのある住宅でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、新築住宅又は中古住宅の取得に要する経費とする。

（補助額等）

第6条 前条の経費に対する補助額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新築住宅取得の場合は50万円、中古住宅取得の場合は30万円を基本補助額とする。ただし、当該取得価格が基本補助額に満たない場合には、当該取得価格を基本補助額とする。
- (2) 対象世帯が15歳未満の子（満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子をいう。）と同居している場合又は対象世帯の世帯主若しくはその配偶者が出産予定である場合（母子健康手帳で確認できる場合に限る。）は、基本

補助額に20万円を加算する。

(3) 補助対象者が、市内建築業者により建築された新築住宅を取得する場合は、基本補助額に10万円を加算する。

(4) 補助対象者が、土地区画整理事業地区に建築された新築住宅を取得する場合は、基本補助額に20万円を加算する。

2 同一の住宅に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、工事請負契約又は売買契約の契約締結日が属する年度内とする。ただし、これにより難しい場合は、別に市長が指定した日とする。

2 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 世帯の全員が継続して1年以上市外に居住している事実（当該対象世帯が第3条第1項第2号アに該当する場合は、これに加えてその事実）が確認できる戸籍の附票の写しその他の書類

(3) 母子健康手帳の写し（対象世帯が第3条第1項第2号イに該当する場合に限る。）

(4) 親世帯の親の住民票の写しその他の書類

(5) 対象世帯と親世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本その他の書類

(6) 住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(7) 住宅の位置図、配置図及び平面図

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(変更の届出)

第9条 交付決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、

補助事業の内容を変更するときは、日高市多世代家族同居近居促進事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し承認の可否を決定するとともに、日高市多世代家族同居近居促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助金の交付申請をした者は、その申請を取り下げるときは、日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付申請取下書（様式第6号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

（報告書の様式等）

第11条 規則第12条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとし、その提出期限は、第4条第4号に係る所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日を原則とする。

2 報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 親世帯の親及び対象世帯の世帯全員の同居後又は近居後の住民票の写し
- (2) 住宅取得に係る登記事項証明書（全部）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助額の確定）

第12条 市長は、報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた者は、日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。